

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 6 のとおり行う予定であるので、同条第 2 項の規定により、公告する。

令和 7 年 6 月 4 日

山口地方法務局周南支局

登記官 野 村 博 子

記

- 1 手続番号 第 2 5 0 1－2 0 2 5－0 0 0 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
周南市大字奥関屋字奥関屋 9 3 5 番
- 3 地目 宅地
- 4 地積 6 6 3. 7 6 平方メートル
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
有馬馬之助
- 6 表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所
山口県熊毛郡高水村大字原 9 3 5 番地
有馬馬之助